の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十一条第一項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分並びに第四条中別表第一第四号の改正規定（民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める部分、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第六十八号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月二十九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　東京ガス日立ＬＮＧ基地シーバース灯

位置

所在地　茨城県日立港（日立港南防波堤灯台の南南西方約五一〇メートル）

北緯　三六―二八―四六

東経　一四〇―三七―三二

灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にＵ（・・―）

光達距離　一〇・〇海里

高さ　平均水面上から灯火まで二九メートル

点灯年月日　平成二十七年八月二十八日

記事

一　附属施設　副灯二個

(一)　灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にＵ（・・―）

(二)　光度　実効光度一四〇カンデラ

(三)　光達距離　五・五海里

(四)　高さ　平均水面上から灯火まで八・三メートル

(五)　設置場所　本灯の南南東方約二一一六メートル及び北北西方約二四メートル

(六)　記事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している。

二　東京ガス株式会社管理

名称　ニグチノ島沖灯浮標

位置

所在地　長島港大石灯台（三重県北牟婁郡紀北町）の南南東方約二・一キロメートル

北緯　三四―一〇―一一

東経　一三六―二二―一一

廃止年月日　平成二十七年八月三十一日

名称　長島港東方土砂積み出し施設灯

位置

所在地　三重県北牟婁郡紀北町（長島港東方土砂積み出し施設外端）

北緯　三四―一一―四四

東経　一三六―二二―二一

廃止年月日　平成二十七年八月三十一日

名称　東海防川崎船舶通航信号所

位置

所在地　神奈川県横浜市中区（海岸通）

北緯　三五―二七―〇〇

東経　一三九―三八―二四

光達距離　一〇・〇海里

高さ　平均水面上から灯火まで二九メートル

点灯年月日　平成二十七年八月二十八日

記事

一　附属施設　副灯二個

(一)　灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にＵ（・・―）

(二)　光度　実効光度一四〇カンデラ

(三)　光達距離　五・五海里

(四)　高さ　平均水面上から灯火まで八・三メートル

(五)　設置場所　本灯の南南東方約二一一六メートル及び北北西方約二四メートル

(六)　記事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している。

二　東京ガス株式会社管理

名称　ニグチノ島沖灯浮標

位置

所在地　長島港大石灯台（三重県北牟婁郡紀北町）の南南東方約二・一キロメートル

北緯　三四―一〇―一一

東経　一三六―二二―一一

廃止年月日　平成二十七年八月三十一日

名称　長島港東方土砂積み出し施設灯

位置

所在地　三重県北牟婁郡紀北町（長島港東方土砂積み出し施設外端）

北緯　三四―一一―四四

東経　一三六―二二―二一

廃止年月日　平成二十七年八月三十一日

名称　東海防川崎船舶通航信号所

位置

所在地　神奈川県横浜市中区（海岸通）

北緯　三五―二七―〇〇

東経　一三九―三八―二四

呼出名称　とうかいぼうよこはま

電波の型式、周波数及び空中線電力

通信用

Ｆ三Ｅ　一五六・六五ＭＨｚ（チャンネル一三）　一〇Ｗ

Ｆ三Ｅ　一五六・〇〇ＭＨｚ（チャンネル一二）　一〇Ｗ

Ｆ三Ｅ　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六）　一〇Ｗ

呼出し及び応答用

通信に使用する用語

日本語及び英語

通信事項

京浜港川崎区、鶴見航路及びその付近海域の船舶に対する、川崎航路、京浜運河、鶴見航路及びその付近海域における次の事項

一　工事用船舶の動向

二　工事又は作業の状況

三　航路標識の異常又は設置等の状況

四　その他船舶の航行の安全に必要な事項

通信時間

常時

業務開始年月日

平成二十七年九月一日

記事

一　船舶から情報提供依頼があった場合又は東海防川崎船舶通航信号所が情報提供する必要があると認めた場合に、通信事項に掲げる事項に関する情報を提供する。

二　東海防川崎船舶通航信号所が行う通信は、操船を指示するものではない。

三　通信事項の項第一号、第二号及び第四号に掲げる情報は、川崎港臨港道路建設工事安全連絡協議会から収集するものである。

四　公益社団法人東京湾海難防止協会管理

名称　博多港中央航路第七号灯標

位置

所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北東方約二四〇メートル）

北緯　三三―三七―一二

東経　一三〇―二二―五八

廃止年月日　平成二十七年九月三日

○海上保安庁告示第六十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月二十九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　東電扇島ＬＮＧバース灯

位置

所在地　京浜港川崎区（東電扇島ＬＮＧバース中央）

北緯　三五―二八―一五

東経　一三九―四四―二〇

変更した事項

記事

一　本灯は、バース中心部のタワー両端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。

二　附属施設　副灯二個

(一)　灯質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）

(二)　光度　実効光度九九カンデラ

(三)　光達距離　五・〇海里

(四)　高さ　平均水面上から灯火まで七・二メートル

(五)　設置場所　本灯の南西方約二三〇メートル及び北北東方約二四〇メートル

(六)　記事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している。

三　東京電力株式会社東扇島火力発電所管理

変更年月日

平成二十七年七月一日

名称　東京ガス扇島ＬＮＧバース灯

位置

所在地　京浜港横浜区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約一・二キロメートル）

北緯　三五―二七―四三

東経　一三九―四三―〇八